

○財務省告示第百六十五号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十六年四月十四日に発行した政府短期証券の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年五月十三日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四百四十四回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けけるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に発行される入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		イ 払 込 金 額		イ 発 行 額		イ 募 入 決 定 の	
低	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格
額	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争
面	第 I 加 場	第 I 加 場	第 I 加 場	第 I 加 場	第 I 加 場	第 I 加 場	第 I 加 場
金	競 行 争	競 行 争	競 行 争	競 行 争	競 行 争	競 行 争	競 行 争
千		七	四	十	五		
万		万	千	万	兆	億	額
円		六	五	百	二	面	面
		千	百	五	千	金	金
		円	五	円	二	額	額
			十	百	百	で	で
			一	四	五	四	五
			億	十	兆	千	兆
			四	億	二	五	二
			千	七	千	百	千
			五	千	二	五	百
			百	四	百	十	四
			三	百	四	二	十
			十	四	七	億	七

各申込みのうち応募額を順位の高い  
 各のからその応募額を順位の高い  
 当てる。特別参加者ごとの応募  
 各債市場特別参加者ごとの応募  
 募限度額の範囲内において各申  
 込みの応募額を割り当てる。

額面金額で五兆二千二百四十七  
 億円金額で四千五百五十二億円

五兆二千二百四十七億七千四百  
 四十七億七千四百四十七億七千  
 四百四十七億七千四百四十七億  
 七千四百四十七億七千四百四十七

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行行日	の記載又は記録は、最低額面金
十一	発行価格	額の整数倍の金額によるものと
十二	発行期限	平成二十六年七月十四日
十三	償還金額	償還金を支払う。その翌営業日に
十四	元金支払額	償還金を支払う。その翌営業日に
十五	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
十六	払込期日	平成二十六年四月十四日